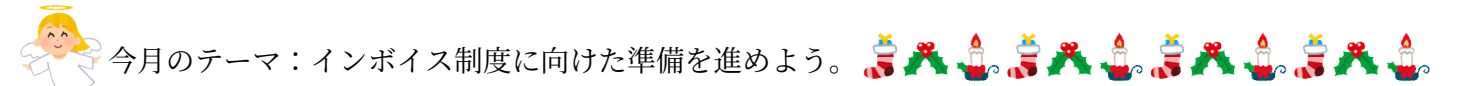




早いもので、今年も残すところあと一ヶ月となりました。コロナ禍の中で過ごす3年目の年末ですが、様々な制限も緩和されつつあり、1年目2年目とはまた違った年末年始を迎えられそうですね。当社は、12月1日に毎年恒例の大掃除をさせていただきました。大掃除の由来は、諸説ありますが、平安時代の宮中行事であった「煤（すす）払い」からきているといわれており、お正月に歳神様を気持ちよくお迎えするための神事として行っているそうですね。私達も、たくさんの方を気持ちよくお迎えできますように、お部屋も心も清めて年末年始を迎えたいと思います。

さて今回のテーマは、インボイス制度を中心とした内容です。過去複数回にわたって、お知らせしてまいりましたが、インボイス制度の開始まで残すところ1年、R5年10月開始に合わせた場合の適格請求書発行事業者の登録申請期限まで半年をきりました。お取引先より適格請求書発行事業者の登録状況について問い合わせがきているという会社も多数お聞きしています。現在、政府では、小規模事業者向けの猶予措置を検討している動きもありますが、申請期限(令和5年3月31日)が迫る中、今、すべきことは何でしょうか。自社ですべきこと、お取引先様に対して行うべきことを確認してまいりましょう。



インボイス制度は、令和5年10月1日より始まります。今回は、実際に登録申請することを決めた事業者が、どのような準備が必要であるかを、令和4年度税制改正で変更のあった箇所も交えながら、お伝えさせていただきます。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要や、適格請求書発行事業者（以下、「インボイス発行事業者」という）の登録をするべきかどうかということについては、当社までご相談ください。

- インボイス発行事業者に登録申請する。

インボイスを発行することができるのは、税務署から承認を受けた「インボイス発行事業者」のみです。税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出しましょう。

登録申請書の提出方法は以下の2つがあります。

(1)e-taxによる提出

パソコンで帳票形式で作成する「e-taxソフト」もありますが、「e-taxソフト(WEB版)」や、スマートフォン等から提出できる個人事業者のみ利用可能な「e-taxソフト(SP版)」は、質問に回答していくことで申請書の作成が可能な問答形式となっておりますので、簡単に作成することが可能です。※ご自身でe-taxにより提出する場合は、当社へご相談ください。

(2)書面による提出

必要事項を記入した登録申請書を下記の「インボイス登録センター」に**郵送**して提出します。管轄の税務署窓口への提出やインボイス登録センターへ直接持参することによる提出はできません。

名称	郵便番号	送付先	電話番号
広島国税局 インボイス登録センター	730-8521	広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎1号館	082-577-7618
集約処理の対象となる都道府県			
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県			

- 現在使用している請求書、納品書、領収書等の様式を変更する。

現在発行している請求書等のフォーマットをインボイスの記載事項に合わせて変更します。
- システムの入替え
現在使用している販売管理システムをインボイス対応のものに入れ替えをする必要があります。
ソフト会社へご確認いただき、変更スケジュール等ご確認ください。

- 仕入先がインボイス発行事業者かどうかを確認する。

インボイス制度が導入されると、インボイス発行事業者からの仕入れでなければ、仕入税額控除を行うことができません。

事前に仕入れ先がインボイス発行事業者に登録するかどうかの確認をしてください。

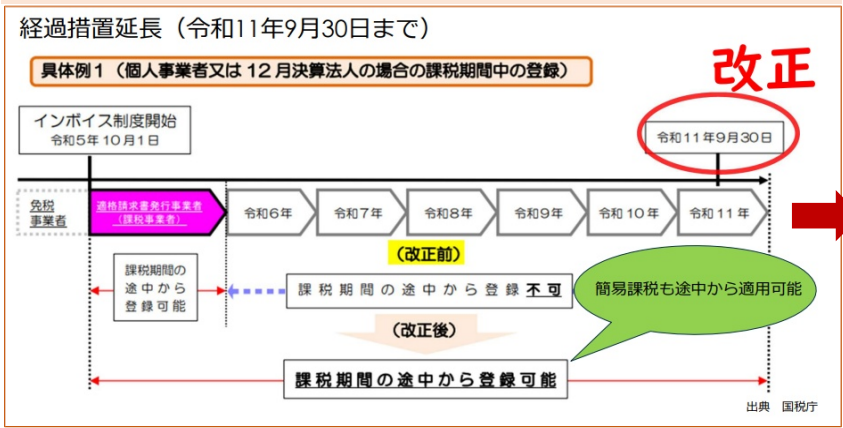
右の図は自社のインボイス番号通知と取引先のインボイス番号を依頼する際に使用する書面の一例です。

※自社が消費税の簡易課税制度を選択している場合は、確認不要です。

《簡易課税制度のおさらい》
消費税の納付税額を計算方法には、「本則課税」と「簡易課税」があります。「本則課税」は、「売上にかかる消費税（もらった消費税）」から「払った消費税」の差額を納める計算方法です。一方、簡易課税制度は、売上げにかかる消費税に、「みなし仕入率」という一定割合をかけたものを自社が支払った消費税とみなして、もらった消費税から控除できるしくみです。この計算方法を選択するためには、前々年(法人の場合は前々期)の課税売上高が5,000万円以下等である事業者が、その適用を受けようとする課税期間の前日（例えば、12月決算法人が翌年1月より簡易課税制度を選択する場合にはその前日の12月31日）までに「消費税簡易課税選択届出書」を所轄の税務署へ提出する必要ありま

本則課税と簡易課税	
本則課税	$(\text{売上に係る消費税}) - (\text{仕入に係る消費税}) = \text{納付税額}$
簡易課税	$(\text{売上に係る消費税}) - (\text{売上に係る消費税}) \times \text{みなし仕入率} = \text{納付税額}$

令和4年度税制改正により課税事業者選択について、経過措置が延長されましたが、同時に簡易課税制度を選択する場合も同期限まで延長されました。



申請及びお手続き等、ご検討の際は、当社までご相談くださいますよう宜しくお願い致します。

<Visionのご案内>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision
今月の開催日は**12月8日(木)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
12月8日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月2日(金)
1月19日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月13日(金)
2月9日(木)	12・1・2・3月決算法人様個人事業主様	2月3日(金)

※安心してご参加いただくために、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理を実施、ソーシャルディスタンス推進、しています。



<12月のカレンダー>

8	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
12	月	*11月分源泉所得税・住民税の納付期限
31	土	*10月決算法人の確定申告及び納付期限
		*4月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限(年税額400万円超の7・1月決算法人)
		*消費税等(毎月納付10月分)の納付期限(年税額4,800万円超の法人)

※年末年始のため、申告・納付期限は令和5年1月4日（水）となります。
当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています



2022 年 月 日

取引先に送付する書面の一例

会社名
部署

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023 年 10 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号等について弊社までご連絡をお願い申し上げます。

何卒ご主旨をご理解賜り、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社登録番号 T

2. 課税事業者の登録番号を記載する。課税事業者の場合、貴社の適格請求書発行事業者登録番号を以下の問合せ先までご連絡願います。また、課税事業者以外(免税事業者等)の場合は、その旨ご連絡をお願い致します。もし適格請求書発行事業者登録番号の取得が未だの場合は、2023 年 3 月 31 日までに取得願ひ、2023 年 5 月 31 日までにご連絡をお願い致します。

3. 問合せ先 部署 氏名 住所 電話番号 メールアドレス

以上

みなし仕入率

事業区分	代表的な業種	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業・一部の農業等	80%
第3種事業	製造業・建設業	70%
第4種事業	第1、2、3、5、6種事業以外の事業（飲食業等）	60%
第5種事業	サービス業	50%
第6種事業	不動産業	40%

【経過措置】令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けた場合には、「課税事業者選択届出書」の提出が免除されます。経過措置期間中に課税事業者となった場合は、課税期間の途中でも登録日以降は消費税の申告及び納付が必要です。また、登録の受付日の属する課税期間の途中でも事後的に簡易課税制度を選択することができる経過措置がとられています。
★登録を受けた日から2年が経過する日の属する課税期間の末日までは免税事業者になることはできませ